第13次労働災害防止推進計画 が公表されました。

1 計画の趣旨

労働安全衛生法(労働災害防止計画の策定)

第6条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画(以下「労働災害防止計画」という。)を策定しなければならない。

滋賀版13次防は、法律に基づく 本省版の<u>「推進計画」</u>という位置付けです。



2 目標

死亡 災害

〇 死亡災害は一度発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ <u>「死亡者ゼロ」を目指す。</u>

死傷 災害

- 全体の死傷災害を2022年までに<u>5%以上減少</u>
- 道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店の死傷災害を、2022年までに死傷年千人率[※]で5%以上減少 ※ 労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を指す

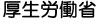
その他目標

- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業 場(労働者数30人以上)の割合を80%以上
- <u>ストレスチェック結果を集団分析</u>し、その 結果を活用した事業場の割合を<u>60%以上</u>
- 第三次産業及び道路貨物運送業の<u>腰痛</u>を 2022年までに死傷年千人率で5%以上減少

重点事項は次ページです。



労働条件たしかめようキャラクター 「たしかめたん」



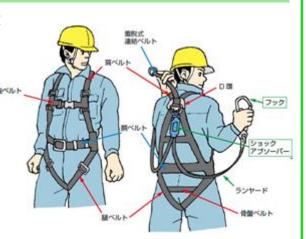
滋賀労働局 各労働基準監督署 (大津 彦根 東近江)

重点的に取り組む事項はこちらです。

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業における墜落・転落災害等の防止

- □ 死亡災害、死傷災害ともに最も多い墜落・転落災 害防止対策が重点
- □ 安全帯の使用、踏み抜き防止措置や、 足場からの墜落防止措置などの法令事項の徹底
- □ 上さん・幅木などの設置、手すり先行工法及び 働きやすい安心感のある足場の採用や、足場等 の安全点検の確実な実施などの「より安全な措置」 が講じられるよう指導
- □ 今後規定される規制内容に基づき、 フルハーネス型の安全帯の使用を勧奨



【フルハーネス型安全帯】

- □ 鉄筋コンクリート、鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事の際の安全対策の徹底。
- □ 地震、台風、大雨等の自然災害が県内で発生した場合には被災した地域の復旧・復 興工事における労働災害防止対策の徹底
- □ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(平成29年6月9日 閣議決定)に基づき、近畿地方整備局との連携した取組を行うとともに、策定が努力義 務とされている滋賀県の計画策定と、その遂行に協力

製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止



- □ はさまれ・巻き込まれ災害と転倒災害の防止が重点
- □ 非定常作業時の安全確保対策を中心に、リスクアセスメントやKY活動が定着するよう指導
- □ また、機械の本質安全化に向けた製造時のリスクア セスメントの徹底と、残留リスクの情報が使用者に提供 されるよう指導する。
- □ 施設、設備の経年劣化によるリスクを低減するよう 指導
- □ 食料品製造業、化学工業、金属製品製造業で、現場 に安全活動を浸透させるため、安全衛生教育の実施を 推進。

林業における伐木等作業

□ 伐木等作業の安全対策に係る指導を実施

過労死等の防止対策等、労働者の健康確保対策等の推進 労働者の健康確保対策の強化 □ 企業における健康確保措置の推進 ・ 労働者の心身の健康管理に関して企業の取組方針とし て設定・表明等を行うよう経営層に対して周知・指導 □ 産業医・産業保健活動の活性化 衛生委員会の活動の活性化を図るとともに、産業医の積 極的な参加を促進。 50人未満の事業場に対しては労働安全衛生規則第23条 の2に基づく取り組みを指導 過重労働による健康障害防止対策の推進 □ 時間外労働の上限規制により過重労働の防止 □ リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や健康相談 等が確実に実施されるよう指導 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づ 労働者の心の健康の保持増進 く取組みが実施されるよう指導 のための指針 労働安全衛生法に基づき厚生労働大臣が公表 労働者の相談窓口の設置を促進 した指針(平成18年・平成27年改正) 職場におけるメンタルヘルス対策の □ ストレスチェック制度を徹底させメンタルヘルス不調 原則的な実施方法を定めるもの を未然に防止するための取組やストレスチェックの集団 分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進 □ 50人未満の事業場には、何らかのメンタル対策の指 導の他、地域産業保健センターの活用を勧奨。 4つのケアの推議 □ パワーハラスメント対策の周知を実施 ラインによるケア ・産業保健スタッフによるケ ・外部機関によるケア 雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進 □ 雇用形態の違いに関わらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画 等について適正に実施されるように指導する。 副業、テレワークの拡大への対応 兼業、副業やテレワークなどの多様な働き方が広まっていく中で、このような働き方

をする労働者の労働災害防止と健康対策が確保されるよう必要な措置を講じる。

(3)就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

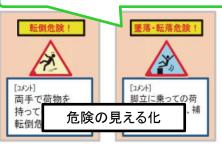
第三次産業対策

- □ 小売業、社会福祉施設及び飲食店ともに転倒及び腰痛の防止対策を重点。飲食店については、切れ・擦れや高温・低温との接触といった調理時の災害対策も指導
- □ 多店舗展開企業については、本社・本部主導で安全衛生対策が推進されるよう企業単位での取組を指導
- □ 経営層に対して「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上などの安全衛生対策を経営に盛り込むよう意識啓発
- □ 転倒防止や腰痛予防のための安全衛生教育の徹底を指導。また、介護機器など労働者の身体的負担を軽減させる機器の導入促進





ステッカーを貼って注意喚起しましょう!





道路貨物運送業対策

□ 陸上貨物運送事業における荷役 作業の安全対策ガイドライン(平成 25年3月25日付け基発0325第1号) に基づき、墜落・転落や転倒災害の 防止などの安全対策の徹底

畜産業

□ 管内の事業者団体との協力・連携のもと、調教師に対する安全衛生への意識の向上 や、厩務員などの労働者に対する安全衛生教育の推進等により、労働災害防止を推進



転倒災害の防止

□ 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の定着、「危険の見える化」の 推進、作業内容に適した防滑靴の着用等の促進、安全衛生教 育の確実な実施のほか、転倒災害防止に係る体操を周知・普 及促進。

熱中症の予防

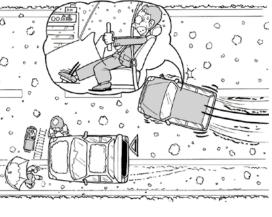
□ 気温が上昇する5月から10月を中心に、JIS規格に適合したWBGT値測定器によるWBGT値の測定と、その結果に基づいた休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置を指導



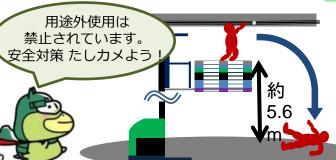


(3)就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 交通労働災害対策
- □ 災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間 の管理、運転者による安全教育、運転者の健康管理や、 交通事故防止に係る意識の高揚等を図る。
- □ 降雪や路面凍結時には交通事故の発生が懸念される。 ことから、季節や天候にも配慮した交通労働災害防止が 徹底されるようあわせて指導する。
- □ Gマークの取得、自動ブレーキ車やドライブレコーダー の順次導入などの勧奨。運転中の携帯電話、スマートファーンの不使用の周知・指導
- □ 交通労働災害が発生した場合には、滋賀県警察などと 連携し、災害原因の究明や類似災害の再発防止



フォークリフトによる災害防止対策



- □ フォークリフト使用時に遵守すべき関係法令 やガイドラインの周知と履行を徹底
- □ フォークリフトの用途外使用(人の昇降)は、 罰則付きで禁止されていることを周知指導

職場における「危険の見える化」の推進

□ 労働災害防止に関する標識、掲示等の普及により職場での「危険の見える化」を推進





- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止
 - □ 高年齢労働者対策
 - ・ 高齢な労働者に配慮 した職場改善や筋力強 化等身体機能向上のた めの健康づくり等の必要 性の指導と周知啓発



- □ 外国人労働者、技能実習生対策
 - 安全衛生教育、日本語教育等の 実施、労働災害防止に関する標識 と掲示、健康管理の実施の徹底

- 口 非正規雇用労働者対策
 - ・ 業界団体との連携による雇入れ時の 安全衛生教育の徹底
- □ 障害を有する労働者対策
 - 障害を有する労働者に係る安全衛生上の配慮事項等の必要性を指導

(4)治療と仕事の両立支援の推進

がん等の病気を抱える労働者が活躍できる環境の整備

□ 治療と仕事の両立に関する合同会議を通じ、事業者団体、労働組合、医療機関や学 識経験者等の関係者と緊密に連携し、県内でがん等の病気を抱える労働者が活躍でき る環境を整備する。

産業がなった。

滋賀県医師会業がプラー

滋賀医科大学

滋賀労働 基準協会

中小企業家 同友会

滋賀産業保健 総合支援センター 治療と仕事の両立に関する合同会議 (事務局 滋賀県^{※1}、滋賀労働局^{※2})

滋賀県がん患者 団体連絡協議会

キャリア 開発協会 ※1健康医療福祉部健康寿命推進課 商工観光労働部労働雇用政策課 ※2 労働基準部健康安全課職業安定部職業安定課

連合滋賀

滋賀県社会保険 労務士会

草津総合病院

県立総合病院



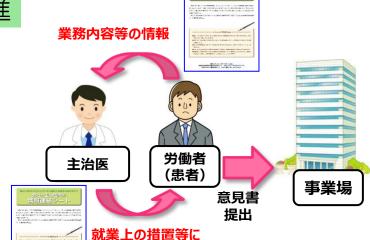
各事業場における両立支援 推進体制の整備

□ 各事業場において、両立支援に必要な社内制度・体制等が整備され、労使や産業保健スタッフの連携による取り組みがなされるよう周知指導する。

企業と医療機関との連携の推進

□ 会社と主治医の情報連絡シート等の活用により企業と医療機関との間で必要な情報を共有し、労働者の両立支援に向けた連携を推進。

※当該情報が労働者の病状など機微に触れるものであるから、慎重な取扱いについても併せて周知



関する意見

| 滋賀産業保健総合支援 センターの活用勧奨

> □ 治療と仕事の両立に係る相談や、事業場訪問による個別調整支援 を行っている滋賀産業保健総合支援センターの活用を勧奨

(5)化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質による健康障害防止対策

- □ ラベル表示及びSDS交付の推進
 - ・ 化学物質の製造等を行う事業者が、使用者への化学物 質の譲渡・提供時に、ラベル表示及びSDS交付がなされる よう指導を行う。
 - 事業者及び労働者に対して、危険有害性が不明であるこ とが無害であることを意味しないことについて指導・啓発
- □ リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善
 - ・ 化学物質を取り扱う事業場に対し、リスクアセスメントの 実施と、その結果に基づき作業等を改善するよう指導
- □ 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実
 - 雇い入れ時等の安全衛生教育で、化学物質のラベル表 示やSDSによる情報の理解、保護具の正しい着用方法など の具体的な内容を示すこと等について、事業者及び事業者 団体を指導

ラベルの表示



SDS(安全データシート)



化学物質管理 の基本フロ-

事業者や労働者 ラベルを見て 危険有害性に 気づく

事業者は SDSを確認 SDSがなければ 供給元に交付 を求める

> 絵表示で 危険有害性 を確認

労働者は

危険有害性に基づき リスクアセスメント

> リスクアセスメント の結果をみて 対策を行う

を行う

化学物質管理を 実効あるものに するため

事業者は労働者 に効果的に教 育・周知を行う ことが必要

石綿による健康障害防止対策

- 県や市町と連携し、解体工事等におけるアスベストのばく露や飛散の防止対策を徹底
- アスベストの使用の有無の調査を行う際、把握漏れが無いよう事前調査の実施の徹底
- □ 石綿使用の有無等に応じて必要な安全衛生費の計上や十分な工事期間の確保につ いて県や市町と連携した指導。



受動喫煙防止対策

□ 職場での禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進。また、必要に応じて 滋賀県などの関係機関と連携・協力。

(6)企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業単位の安全衛生の取組みの推進

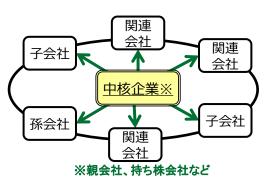
- □ 企業のマネジメントへの取込み
 - 企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨
 - ・ 労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001及びそれに適合したJIS規格)の導入を普及啓発
 - 労働災害の防止や労働者の健康保持・増進の取組みを企業経営の一つとして取り組むよう周知

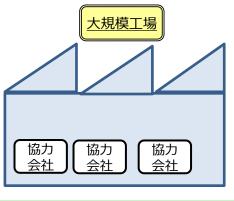
本社・本部主導の取り組み 本社・本部 ※企業全体の方針設定 各店舗への指揮監督 安衛担当者の配置等

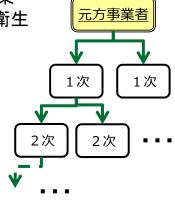
- □ 本社・本部主導による安全衛生の取組
 - 個々の店舗や施設では、人員、権限、予算が限定的であることから、本社・本部主導で安全衛生対策が推進されるよう企業単位での取組を指導
- □ 中小規模事業場への支援と事業場外資源の活用
 - 中小規模事業場における安全衛生管理体制を整備
 - ・ 労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材、 災防団体等や地域産業保健センター等の活用を勧奨

企業集団、元方事業者等の安全衛生の取組

□ 企業系列、構内に多数の協力会社を有する事業場、元方事業者や、荷主事業者等の主導により関係協力会社も含めた安全衛生対策の推進を周知・指導







業界団体、災防団体等による安全衛生の取組

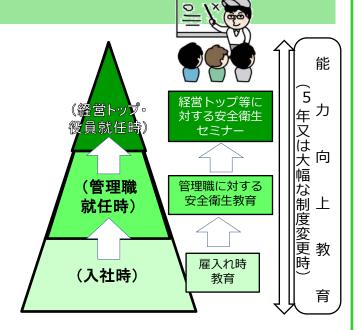
- □ 労働安全衛生に関する取組が低調な業界団体等に対し、必要な取組を要請することで、業界全体の安全衛生への取組の強化と意識の向上を図る。
- □ 労働安全衛生の取り組みが低調な業界団体と安全衛生に関して知見のある災防団 体等との連携を促し、業界団体による安全衛生の取組の活性化を図る。

地方公共団体、国の出先機関等との連携の強化

□ 自治体の業所管部局や当局と協定を締結した機関等との連携を強化し、安全衛生 に積極的に取組む企業に対するインセンティブの付与等が行われるよう調整

(7)安全衛生管理組織の設置・強化及び人材育成の推進

- ___ 各事業場における安全衛生管理組織の強化
 - □ 安全衛生委員会等の活動の活性化、 小規模事業場に対する労働安全衛生規則第23条の2に基づく取り組みを指導
- 安全衛生教育等の実施
 - □ 立場や時期に応じた体系的な安全衛生教育が行われるよう周知・指導
 - □ 能力向上教育の積極的な実施を指導。
 - □ 危険体感教育の推進を指導。施設を持た ない小規模事業場でも教育を受けることがで きるよう協力を呼びかけ。
 - □ 労働者自身が安全衛生に関する知見や能力の向上に努めるよう、教育の必要性を周知。
 - □ 各種講習会を実施する災防団体等の活動 を支援



(8)滋賀県民の安全・健康意識の高揚

- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
 - □ 県内の教育機関(高等学校・大学等)で労働安全衛生の講義を行う等により、就職前 の学生が職場における安全衛生の基礎知識や、専門知識が修得できるように取組む。



安全衛生への取組みを行った事業場 が評価されるような環境の構築

□ 安全衛生優良企業認定の取得等を積極 的な勧奨と、これらの取組みを行った事業場 が県民に認知され、評価される環境の構築 を目指す。

「安全衛生優良企業公表制度」

優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所でPRすることができます。

- 労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚
 - □ 滋賀地方安全衛生大会の活性化や、滋賀県産業安全の日の県民全体への周知等 を行い、県民の安全・健康意識の高揚を図る。
- 積極的な広報活動の展開
 - □ わかりやすい資料の作成や、必要に応じて説明 する機会を設けるなど積極的な広報活動を展開

13次推進計画の 遂行にご協力お願 いします。



計画の期間は平成30年度 (2018年度) から2022年度 までの5年間です。

13次推進計画の遂行にご協力お願いします。

